

自治基本条例見直しにかかる協議資料（第5章 議会）

○前提：伊賀市のまちづくりのための最高規範である条例であるため、従来の議会関係4項目は残すことを基本とし、詳細を議会基本条例に位置付けるとともに、新体系のコンセプトであるスリム化を目指す。

改正前	改正後	考え方
<p>（議会の役割と権限）</p> <p>第38条 市議会は、法令で定めることにより、有権者により選出された議員によって構成される市の意思決定機関である。</p> <p>2 市議会は、市の重要な政策について議決する権限及び市政運営を監視し、牽制する機能を有する。</p> <p>3 市議会は、法令で定めるところにより、条例の制定改廃、予算、決算の認定等を議決するとともに、執行機関に対する検査及び監査請求等の権限を有する。</p>	<p>（議会の役割）</p> <p>第〇〇条 市議会は、有権者により選出された議員によって構成される市の意思決定機関であり、法令で定めるところにより、市政運営を監視するとともに、市の基本的な事項を議決する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・スリム化を図るため、1項、2項、3項をまとめ「役割」として位置づける。 ・第1項1行目が「より」「より」と重なるため整理を行う。
<p>（議会の責務）</p> <p>第39条 市議会は、市政の審議・議決機関であること責任を常に認識し、長期的展望をもって意思決定に臨むとともに、市政の点検と改善とその実施を求め、活動しなければならない。</p> <p>2 市議会は、行政活動が常に民主的で、効率的に行われているかを調査・監視するとともに、市の政策水準の向上を図り、市独自の施策を展開させるため、立法機能の強化に努めなければならない。</p> <p>3 市議会の会議は討論を基本とし、議決に当たっては意思決定の過程及びその妥当性を市民に明らかにしなければならない。</p> <p>4 市議会の組織及び議員の定数は、この条例に基づく議会の役割を十分考慮して定めなければならない。</p>	<p>（議会の責務）</p> <p>第〇〇条 市議会は、市民の代表機関として、住民の意思が市政に反映されるよう全市的な視点に立って、次に掲げる機能を果たさなければならない。</p> <p>（1）市の意思決定機能</p> <p>（2）市政運営の監視機能</p> <p>（3）政策立案・立法機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・スリム化を図るため、上越市の自治基本条例を参考とし、必要な部分を包含した最小限の内容とし、他の必要事項は、同内容が規定された議会基本条例に委ねる。 <p>【参考：議会基本条例で定められている事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1項の活動の責務⇒議会の活動原則に規定 ・第3項の討論⇒議員の活動原則に規定 ・第3項の市民説明⇒会議の公開、議会報告会、出前講座に規定 ・第4項の定数⇒定数に規定
<p>（議会の情報共有と市民参加）</p> <p>第40条 市議会は、議会が有する情報を公開するとともに、全ての会議を原則として公開とし、立法過程から市民と情報を共有するよう努めなければならない。</p> <p>2 前項に関することは、別に定める。</p>	<p>（議会の情報共有と市民参加）</p> <p>第〇〇条 市議会は、議会が有する情報を公開するとともに、全ての会議を原則として公開とし、立法過程から市民と情報を共有するよう努めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第1項は伊賀市のまちづくりの根幹（自治基本条例の基本原則に繋がること）となる事項である、原文のまま残す。 ・別の規定は議会基本条例のことか？必要性が少ないと考えられるため削除とする。

3 市議会は、議会活動に関する情報を市民に分かりやすく説明する責任を有し、情報提供の充実に努めなければならない。	2 市議会は、議会活動に関する情報を市民に分かりやすく説明する責任を有し、情報提供の充実に努めなければならない。	・第1項に同じ。
4 市議会は、会期外においても市政への市民の意思の反映を図るため、市の施策の検討、調査等の活動をし、市民との対話の機会を設けなければならない。	3 市議会は、会期外においても市政への市民の意思の反映を図るため、市の施策の検討、調査等の活動をし、市民との対話の機会を設けなければならない。	・第1項に同じ。
5 市議会は、議会の会議に出席を求めた者を協議に加えることができる。		この規定の意味不明。 ⇒ 削除。
6 市議会は、市民からの請願等に関して、その趣旨や意見を表明する機会を設けなければならない。	4 市議会は、市民からの請願等に関して、その趣旨や意見を表明する機会を設けなければならない。	・第1項に同じ。
<p>(議員の責務)</p> <p>第41条 市議会議員は、市民の負託に応え、公平・公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。</p>	<p>(議員の責務)</p> <p>第〇〇条 市議会議員は、市民の負託に応え、普遍的な利益のために活動し、自己の見識を高めるための研鑽に努めなければならない。</p>	<p>・スリム化を図るため、上越市の自治基本条例を参考とし、「市民の付託」、「市民の代表者」、「公益的な活動」、「自己の研鑽」、「倫理観」、「説明責任」などの事項を2つの項にまとめる。</p>
2 市議会議員は、市民の代表者としての品位と責務を忘れず、常に市民全体の福利を念頭におき行動しなければならない。	2 市議会議員は、市民の代表者としての品位と責務を自覚し、自らの発言、決定及び行動に責任を持たなければならない。	・他は、議会基本条例に委ねることとする。
3 市議会議員は、議会の責務を遂行するため、常に自己の見識を高めるための研鑽を怠らず、審議能力及び政策提案能力の向上に努めなければならない。		